

各種補助金等のご案内

令和8年度就学援助

お子さんを町内小・中学校または愛知県立中学校(夜間中学校を除く)へ就学させることに経済的な理由でお困りの保護者に、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

※新入学児童生徒学用品費の支給申請をした方、昨年度も就学援助の申請をした方も、再度申請が必要です。

対象 お子さんを町立小・中学校または愛知県立中学校(夜間中学校を除く)へ就学させる保護者のうち、次の方

- 生活保護の受給者(修学旅行費のみ)
- 児童扶養手当の受給者(ただし、児童扶養手当の受給者とその支給対象児童生徒のみの世帯であること)
- 特別な事情により、著しく生活が困窮している家庭(所得額により対象外になる場合もあります。)

対象経費

学校給食費(県立中学校就学者は除く)、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費

詳細は、学校から配布されるお知らせ(4月中に配布予定)または町ホームページをご確認ください。



▲詳細は町HP

問合せ先 役場 学校教育課 内線208

介護予防活動支援事業補助金

介護予防のための活動を行う地域の団体等を育成・支援するため、補助金を交付します。

対象 町内で介護予防活動を実施する地域の団体等

対象となる事業

- 継続性が見込めること
- 少なくとも月1回開催すること
- 1回あたりおおむね2時間以上とすること
- 1回あたり5人以上が参加すること
- 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加者を受け入れること
- 他の制度による助成、補助等を受けていない活動であること

対象となる経費 講師への報償費、ちらし等の印刷製本費、会場の使用料、ボランティア保険などの保険料等

補助金の額 1回あたり1,000円以内(年額5万2,000円上限)

申請方法 ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書を役場長寿支援課へ提出してください。

問合せ先 役場 長寿支援課 内線115・146

骨髄提供者支援補助金

骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄および末梢血幹細胞の移植を推進するため、骨髄提供者および骨髄提供者が勤務する事業所に対し、補助金を交付します。

対象 ①骨髄または末梢血幹細胞の提供日に、町内に住所を有する骨髄提供者
②対象①の骨髄提供者(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および公立大学法人を除く)

補助金額 ①骨髄提供者 1日につき2万円(上限7日)

②骨髄提供者が勤務する事業所 1日につき1万円(上限7日)

申請期限 骨髄等の提供日から1年以内

その他 申請書様式は保健センター窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。



▲詳細は町HP

申込・問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714